



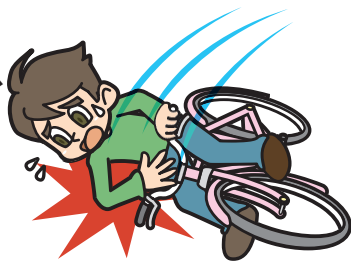
自転車で転倒して死傷した場合等、自動車事故以外の交通事故も補償

「交通事故特約」のおすすめ

自動車保険に交通事故特約をセットすることで、このような自動車事故以外の交通事故によるケガにも備えられます。

例えばこのような事故のとき

自転車で走行中に
バランスを崩して、
ケガをして
しまった・・・



歩行中、
自転車と衝突し、
ケガをして
しまった・・・



駅構内の階段で転び、
ケガをして
しまった・・・



エスカレーターに
サンダルが巻き
込まれケガをして
しまった・・・



「自動車事故以外の交通事故」に加え、「他人の自動車に乗車中の事故」「歩行中・自転車乗車中などの自動車事故」も補償の対象となります。

ポイント 1

ご家族のみなさまが補償の対象（被保険者）となります！

「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族の方（下記A～Dの方）が被保険者となります。

A 記名
被保険者



B 記名被保険者の
配偶者
(内縁を含みます)



C AまたはBの
同居の
親族



D AまたはBの
別居の未婚*の
お子さま



*「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ポイント 2

治療関係費など、お客さまの損害の額に基づいて、保険金をお支払いします！

「自動車事故以外の交通事故」により死傷したことによる治療関係費や逸失利益などを、お客さまの損害の額に基づいて、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金^{※1}をお支払いします。

【お支払対象となる損害（自動車事故以外の交通事故の場合）】

※1 人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および損害額基準に基づいてお支払いします。ただし、「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、人身傷害保険に定める損害額基準のうち積極損害（治療関係費等）のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※2 自動車事故の傷害による損害については、休業損害・精神的損害も対象となります。

傷害による損害 ^{※2}	後遺障害による損害	死亡による損害
積極損害 [救助捜索費 治療関係費 文書料 その他の費用]	逸失利益	葬儀費
	精神的損害	逸失利益
	将来の介護料	精神的損害
	家屋の改造費	その他の損害
	その他の損害	

交通事故特約

■本特約の補償内容

「ご契約のお車に乗車中の事故」「他人の自動車に乗車中の事故」「歩行中・自転車乗車中などの自動車事故」に加え、「自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等、自動車事故以外の交通事故」で、被保険者^{※1}が死傷した場合に保険金^{※2}をお支払いします。

※1 本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険および自動車事故特約と同じです。ただし、「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族の方(表面参照)が被保険者となります。

※2 人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および損害額基準に基づいてお支払いします。ただし、「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、人身傷害保険に定める損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

■対象となるご契約

- タフ・クルマの保険
 - タフ・見守るクルマの保険
 - タフ・つながるクルマの保険
 - つながる自動車保険
- (注)自動車事故特約とあわせてセットすることはできません。

【補償の対象となる事故】

事故の種類	ご契約のお車に乗車中の自動車事故	ご契約のお車に乗車中以外の事故	
		自動車事故	自動車事故以外の交通事故
交通事故特約をセットしない場合 [※]	○	○	×
交通事故特約をセットする場合	○	○	○

※自動車事故特約をセットした場合に補償の対象となる事故の範囲です。

「交通事故特約」にプラスして、「個人賠償特約」もセットすることで、相手の方への賠償にも備えられます。



ご自身のケガ
「交通事故特約」
相手の方への賠償
「個人賠償特約」

自転車の事故でも、**高額賠償事故が発生しています。賠償額(判決認容額^{※1})は9,521万円!**
男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(平成25年7月4日・神戸地裁判決)

※1「判決認容額」とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

保険料イメージ

ご契約例(ご契約条件により保険料は異なります)

月々8,240円
「交通事故特約」をセットした場合^{※2}

月々8,370円
「個人賠償特約」もセットした場合

※2 自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットした場合の保険料です。

■ご契約内容(タフ・クルマの保険)(始期日:平成30年1月、保険期間1年)

- 自家用普通乗用車 14等級・事故有係数適用期間0年、35才以上補償、記名被保険者年齢別料率区分:40~49才、料率クラス:車両クラス4、対人・自損クラス4、対物クラス4、傷害クラス4、初度登録年月:平成30年1月、新車割引、ASV割引、運転免許証の色:ゴールド、使用目的:日常・レジャー使用
- 補償内容 対人賠償責任保険:無制限、対人臨時費用特約:あり、対歩行者等傷害特約:あり、対物賠償責任保険:無制限(免責金額なし)、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円、自動車事故特約:あり、人身傷害自立支援費用特約:あり、傷害一時金特約:あり(傷害一時金倍額払特約セット)、車両保険(一般補償)(免責金額0~10万円):200万円、全損時諸費用特約:あり、弁護士費用等特約:あり、ロードサービス費用特約:あり(代車補償対象外特約セット)、犯罪被害事故特約:あり、人身傷害サポート費用特約:あり、車両保険無過失事故特約:あり
- 払込方法 □座振替12回払
- 上記保険料は平成30年1月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

複数のご契約があるお客さまへ

- 交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」および「自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
(注1)この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、交通事故特約をセットしないことで、重複部分をなくすることができます。
(注2)なお、複数あるご契約のうち、交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。
- 個人賠償特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
(注)なお、複数あるご契約のうち、個人賠償特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

● このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険パンフレット」「タフ・つながるクルマの保険パンフレット」「つながる自動車保険パンフレット」のいずれかのパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

● 「タフ・クルマの保険」は「個人総合自動車保険」、「タフ・見守るクルマの保険」は「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「つながる自動車保険」は「実走行距離連動型自動車保険」のそれぞれのペットネームです。

(注)「タフ・つながるクルマの保険」は平成30年4月以降保険始期のご契約が対象となります。

● 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101(無料)
電話受付時間 平日:9:00~19:00 土・日・祝日:9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(170901) (2017年9月承認) GB17A010392 (15-815)